

# つぼみニュース



発行 NPO法人 後見つぼみ  
 住所 : 横浜市港北区篠原北一丁目9番8号  
 TEL : 045-834-9320 FAX:045-834-9321  
 E-mail : kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp  
 ホームページ <https://kokentubomi.wixsite.com/website>

## 次期基本計画について

現行の成年後見制度利用促進基本計画は、2017年度～2021年度の5か年計画であり、今年度は最終年度にあたります。厚生労働省に設置された成年後見制度利用促進専門家会議では、次期の基本計画（案）について検討を進めています。8月4日には、その「中間のとりまとめ」が公表されています。

それによると次期基本計画の基本的な考え方を、「地域共生社会の実現」という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。」としています。

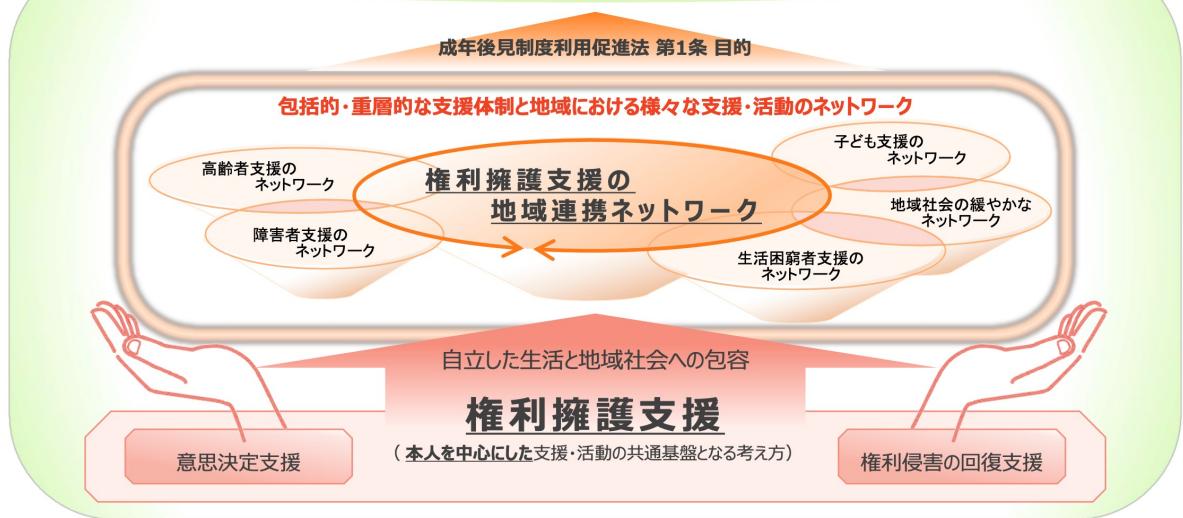
後見つぼみの基本理念に支援を加えましょう。

誰もが尊厳を守られる権利擁護⇒誰もが尊厳を守られる権利擁護支援

### 次期成年後見制度基本計画中間とりまとめに当たっての基本的な考え方 ～地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 次期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

## 地域共生社会の実現



# 成年後見人による生活保護代理申請

2021年9月15日、横浜市健康福祉局生活支援課から各区生活支援課宛に「生活保護問答集（別冊問答集）の一部改正について」が周知されました。

令和3年9月1日付厚生労働省社会援護局保護課より、「生活保護問答集について」の一部改正について事務連絡がありました。

主な改正内容としては、別冊問答集 間9-2「代理による保護の申請」において、代理人による生活保護の申請は原則としてなじまないとの解釈は残しつつも、成年後見人については被成年後見人は生活保護の申請に係る判断能力がないこと、成年後見人には「財産に関するすべての法律行為」が付与されており、これに生活保護の申請も含まれると考えること等から、成年後見人からの生活保護の申請は法第7条に基づく有効なものであるとの解釈が追加されました。なお、保佐人、補助人は今回の改正内容に含まれません。

ことの発端は、2009年3月31日付厚生省保護課長通知で「代理人による生活保護申請はなじまない」としたことになります。

民法で定める成年後見人の代理権の解釈、生活保護法第7条の申請権からしても明らかに誤りでしたが、厚生労働省保護課は職権保護を盾に誤りを糺すことはしませんでした。

業を煮やした地方は、2017年内閣府の地方分権協議で「生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加」を問題提起し、大激論になりました。

提案団体:岐阜市

追加共同提案団体:日立市、ひたちなか市、多治見市、島田市、豊田市、豊橋市、京都府、京都市、大阪府、岡田県、北九州市、雲仙市、熊本市、大分県

それでもなお糺そうとしなかった厚生労働省保護課が、ここへきてなぜ考え方を糺したかです。多分このコロナ禍で「生活保護申請は権利」と呼びかけている立場との矛盾の解消ではないのか。職権保護では権利ではないからです。ここでも12年ロスしたと言えます。

## 近刊情報

「実践 成年後見」No.95は10月8日発刊です！

特集「生活保護と成年後見人の役割」では、生活保護をめぐる最近の裁判例として、生活扶助基準をめぐる訴訟や保護費の返還・徴収処分をめぐる裁判例を取り上げています。ご一読ください！

# 市民後見人養成講座聴講レポート

渡邊 晃伸

## <今後に向けての感想>

私は普段、高齢者施設で勤務している。当然、高齢者の後見人から始めたいと考えていたが、今後、関わらせてもらうかもしれない、精神障害や知的障害にも興味を持つてみようという気持ちで、今回の講義を聴講させていただいた。

認知症高齢者であっても、精神障害者であっても、知的障害であっても、本人の意思決定支援をしていく上では、本人は今までどのような生活歴から、どのような価値観を持って生活してきたのかを理解できるように支援し、今後どのように生活していきたいのかを聞き取っていくことが大切であると感じた。同時に、これまでの生き様やこれからどうしていきたいか、ということはどの分野であっても同じであることを認識させられた。言葉は適当ではないがその人にどれだけ迫り、時に時間をかけながら本人のどうしたいかに耳を傾けながら意思決定の支援をさせていただきます。

## <法人からのコメント>

渡邊さん、聴講レポート読みました。

高齢者施設に勤務しているのに障がい（知的障がい、精神障がい）の分野に関心持たれることに納得しました。意思決定支援を重視するからなのですね。意思決定支援に分野は関係がないものね。

実は、法人後見に期待を寄せるのは、つばさのデータで見ると障害の分野の方々が多いのです。つばさの利用は、障害が約60%、認知症高齢者は約40%です。障害の分野には、長期性や親亡き後問題があるからでしょう。

後見人等は、言うまでもなく意思決定支援に徹する事です。渡邊さんは、既に担当としての活動が始まっています。具体的な場面でどのようにそれを実践していくのか、共に考え、共に悩みましょう。（須田）

## 事務局からのお知らせ

- ①社員証を受け取っていない方、近日中にお渡しします。
- ②既に活動中で名刺がなく不自由している方、事務局高橋までご連絡ください。
- ③法人業務で動いた交通費や立替金がある方は、「活動経費請求書」（様式がわからない方はお問い合わせください）で申請してください。

## つぼみ余話

### <タトゥー>

8月13日、全身麻酔で人工呼吸器を挿入した手術を受けました。

看護婦：おはようございます

私　　：はい、おはようございます。

看護婦：手術は9時からです。

腕バンドに名前は記してありますが、

念のために足の裏に名前を書いてください。

私　　：フルネームですか、両足ですか。

看護婦：はい

私　　：これでどうですか

看護婦：上出来です

私　　：タトゥーみたいだね

手術の2時間前です。心の中は穏やかではないのですが、看護婦さんとの会話を楽しみました。（須田）

### <転倒>

9月15日（水）、マンションロビーで転倒し右頬骨を直接コンクリートに打ち付けました。早朝に杖なしで新聞を取りに行くのを日課にしています。ロビーの段差を不用意に踏んで転倒したものです。

転倒した瞬間は、脳に痛みが走りました。頬骨は腫れています。午後、新横浜のクリニックで頭部のCTを撮りました。打ち付けた頬骨は打撲だけで、脳にも異常はありませんでした。医師は、高齢者は遅れて異常が出てくる場合もあるとのことで、明日の診察を指示されました。翌日の診察も異常なく、一週間後の診察が指示されました。

一週間後の診察で時々頭痛がすると訴えたところ、再度CT撮影が行われ異常がないことが判明しました。医師からは一ヶ月ぐらいで痛みは取れるのではないかと説明を受けました。

私には体中に悪い所があります。でもこれまで頭だけは悪くないと言ってきたのにこの有様です。これが高齢になった私です。（須田）